

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成29年10月23日（月）午後1時30分から午後3時50分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

沖本易子，小原智津，木皮亨，越野章史，小谷竜也，鈴木崇文，中村也寸志
（委員長），丸山哲

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

高木亨，吉村和子，佐藤一徹，池田美穂子，大野芳嗣

（庶務）

澤江裕史，谷口明，武本洋

第4 議事

1 開会

2 新任委員紹介

3 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回の家裁委員会（地裁委員会と同時開催）テーマ「裁判所における障害者配慮」に関する議事概要の報告を行った。

4 テーマ「少年の補導委託について」

(1) 大野主任書記官から「少年事件の概況について」，池田主任家庭裁判所調査官から「補導委託制度について」及び「当庁での補導委託実施事例の紹介」についてそれぞれ説明を行った。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者

又は庶務】

- ◎ 先ほどの説明で、補導委託のイメージができたと思うが、質問等があれば伺いたい。
- 少年を受け入れている補導委託先の職員は、少年の事情を知っているのか。
- 個人情報保護の観点から、その少年を家庭裁判所から預かっているということを知っているのは、補導委託先のごく限られた方に限定していただいております。個人情報も適切に管理をしていただいております。
- 自宅から離れた場所で身柄付き補導委託を受ける少年が、中学や高校の学籍を持っている場合、通学はどのようなになるのか。
- 学校や保護者とも相談して身柄付き補導委託を行うか判断している。過去に他庁で経験した事例では、少年が補導委託先に泊まり込んで生活し、転校をせず、在籍している中学校から引き続き指導を受けるという形を取った。委託先では、学習の援助もしていただき、本人も、ある程度学力が向上したと自信をもって委託を終えることができた。
- ◎ このような職場体験学習が有効かどうか、教育学の観点から意見を伺いたい。
- 非行少年は、家庭環境に問題があり、通常当たり前だと思われるような日常的なコミュニケーションが取れていないということが幼少期から積み重なっていることが多く、家庭や親に恵まれないというケースが多いので、自分の話を聞いてくれ、熱心に自分に向き合ってくれる人との関係を経験するというのは、非常に大きな効果があると思う。

補導委託がうまくいかなかった事例などがあれば伺いたい。

- 一つは、補導委託になるということ自体を、少年がうまく受け止めきれなかった場合に、行ってすぐ飛び出してしまうという事例があった。もう一つは、少年は一所懸命やろうとしているのだが、注意されても自分のこ

とを悪く思っているなどと受け止めてしまい、それが積もり積もって不信感が出て、飛び出してしまったという事例があった。

- ◎ 最近の和歌山における少年の特徴などはあるか。
- 以前は群れをなすということが多かったが、今の少年は一人でも犯罪を起こしてしまうというような認識を持っている。30年ほど前は、この周りでも暴走族が走り回っており、警察が撲滅してきた。しかし、思春期は何か目立ってやろうとか、人の上に立ってやろうという野望を抱いていることが多いため、そういう芽を摘んでいくだけでは、次の新たな犯罪を生み、事件の質を陰湿にしている面もあるのではないか。
- 補導委託では、在宅で3日間ほどの短期で特別養護老人施設に社会奉仕活動のような形で受け入れてもらったケースを経験したことがある。その少年は、行って良かったという感想を持っていて、それまで仕事は経験していたが、自分が必要とされているという感覚を持ったことがなく、施設で頼られたり、ありがとうと言ってもらえるなど、直接感謝されるという経験をしたことはその少年にプラスになったようで、更生につながったと感じている。様々な職種の補導委託先が用意できれば少年にとってもよいと思うが、新規の開拓はとても難しいため、対策を考えていかなければならないと思っている。
- ◎ 非行少年は問題を起こすのではないかとあって補導委託先になってくれないということか。
- この制度自体を知っている方が少ないということと、知ったとしてもどのように面倒を見ればいいのか分からない方もいると思う。まずは広く知っていただくと開拓は進むと思う。
- 少年と和歌山城の清掃活動をした際、通りがかりの方からねぎらいの言葉や、きれいになったねと声をかけてもらったことがある。後で、そういう声をかけてもらってうれしかったとか、親と一緒にのことをすることがな

かったため、そういうことが久しぶりにできてよかったという感想があった。社会から認められる、自分のしたことが役に立ち認められるという体験は大事だと思った。数時間でもそう感じるのだから、補導委託で数か月仕事して認められると、自信がつき自己肯定感も上がってくるので、補導委託先の開拓は大事だと思う。

◎ 補導委託先の要件はあるのか。

■ 人格識見が豊かで、少年の健全育成について十分な理解と熱意を持っており、家族の理解と協力が得られる方で、少年の生活の環境面や衛生面、裁判所と補導委託先との距離などを総合的に考慮している。

○ 和歌山の子供の特徴として、全国学力学習状況調査では、インターネットやスマートフォンの利用率は全国的平均より高く、これはコミュニケーションに関係していると考えられる要素である。規範意識は全国的平均より高く、自己肯定感は全国平均並みである。いじめの発生率は高いが、教育現場において小さなことでも見逃さないということで、そのような傾向になっている。また、教育の方でも、補導委託という制度を何らかの形で広報し、我々も理解しておかなければならない。

◎ 補導委託の効果はどうか。

■ 補導委託は、少年院に行くか行かないかという非行性が進んでいる少年が対象になる場合が多く、再非行率としては高いというのが現状である。

■ 再非行があった場合、補導委託で経験したことや得たことを次の調査で確認するが、少年なりに経験をプラスに受け止めていることが多く、再非行に至ったことは残念ではあるけれど、補導委託の効果がなかったとは必ずしも言えないと考えている。

● 補導委託をして再非行があるというのはやむを得ないところもあり、成人の事件とも共通するが、その時に自分が振り返って分析したことをどのようにして今後ずっと持ち続けてもらうかが一番大事なことだと思う。本

人だけであれば時間の経過とともに風化してしまうということは残念ながらあるので、周りの環境によっていかにしてそれを持続させていくかが大事である。裁判所で判断が出た後に、弁護士などもその後関係を継続していけるのであれば、考えていかなければならないと思う。

ところで、少年事件の数自体が最近減っているという資料があったが、裁判所としては、実際に事件が減っているという認識なのか。委員からも意見があったように、分かりやすい非行が陰に隠れ、非行自体はある程度あって、統計ほど落ちているわけではないという認識なのか。

- 個人的な感覚であるが、事件として立件されていないけれども暗数としてある非行の数は、以前と余り変わっていないのではないかという認識を持っている。
- 私もそのような認識を持っている。今年9月までで身柄付き補導委託が5件と、例年の倍以上の差があるが、積極的に調査官が働きかけたとか、裁判所のスタンスが変わったとか、そういう背景があれば御教示いただきたい。
- 裁判所の施策として積極的に活用していくという方針であるし、身柄付き補導委託に適する少年が同時に複数係属したという側面もある。
- 試験観察の事件は経験したことがあり、親や親の知り合いが雇ってくれと約束してくれ、そこで、起床からどういうスケジュールで仕事をしていくかということを事前に伝え、少年が仕事に行って働くという、通所型の補導委託のようなことをしたケースが2件ほどあった。通所型の補導委託は、このような形で代替することができるが、すぐに少年院というのは躊躇するが親元に帰すのも難しいという場合には、身柄付き補導委託でなければというのものもある。裁判所では、補導委託先を増やすための働きかけをホームページなどでしているようだが、誰でもいいわけではなく、例えば、民生委員や保護司など近くにおられるような方に働きかけをしている

のか。

- ◎ 民生委員や保護司への働きかけはしておらず，補導委託先からの紹介が多いと思うが，他の方法もあると思う。和歌山であれば，農家などがいいという意見もあるが，農家の補導委託先は減っている。補導委託先は，紀南地域が少なく，和歌山市に偏っている。
- 少年事件の終局決定としては，審判不開始となるものがかなり多いと思うが，試験観察で補導委託となるのは限られているという理解でよいか。今年身柄付き補導委託が5件あったとのことだが，紀南でというのがイメージが湧かない。もっと広報して周知していくと受入先が出てくるのか，事件がないから受け入れ先がないのか。
- 管内の少年を管内で預けるとは限らず，すぐに自宅に帰ることができないところに意図して預けるということもある。したがって，和歌山市の少年を串本町に預けるということも考えられるし，串本町の少年を和歌山市で預けるということも十分考えられる。
- そうすると，広く開拓しておかなければいけないということか。
- そういうことである。
- 梅農家などでは，手が足りず，収穫時期には海外からの研修生を受け入れて体験してもらっているくらいである。意気込みがあり，親身にやってくれる人が多いと思うが，農家の方に受け入れてもらうのは，単にお願いするだけではなかなか難しく，実際に赴いて，どのようにすればよいか具体的な説明をしないと，根付くものではないと思う。
- この制度は，里親制度と似ていると思う。里親として受け入れを希望しているところは児童相談所が把握しているが，そういうところとの連携を検討してもいいのではないか。
- 他庁では，当庁と違う取組をしているところはあるのか。
- 他庁では，社会福祉団体などの連絡会議に出向いて補導委託制度の説明

をしている庁もあると聞いている。当庁でもできるところは取り組んでいきたいと考えている。

- ◎ こういう補導委託先が考えられるという御意見はあるか。
- 農家という話があったが、JAはどうか。直接農家に少年を委託すると農家の責任になってしまうが、JAであればどこにでもあるし、職員がいるし、CSR（社会的責任）の観点からも委託しやすいと思う。
- 企業では、インターンシップで就職を控えた大学生や高校生を受け入れることがある。そのような方は学校からの推薦を受けており、通常の社会生活ができる前提で来るのでまとまった研修ができるが、補導委託はプライベートな部分が問題で、里親制度のようなものと組み合わせ、プライベートな部分は里親で、就業を通じた経験の部分は企業側でということであれば、広がると思う。ただ、企業の中では、組織が大きければ大きいほど、その人がどういう経緯でここに来たのかということが問われる。パートやインターンでも、こういう経緯でこられたので指導してくださいというように紹介をしなければならず、どのように伝えるかが難しい。
- 飲食店や特別養護老人ホームなどでは、見習いやボランティアなどの他にも学校などからも受け入れることがあるため、研修生として紹介していただいている。
- 逆に、そのような受入れ態勢がない場合は経緯を紹介しにくい。
- 1週間とか短い期間であればよいが、何か月もとなると、どういう趣旨で来ているのかということになる。
- 弁護士会でも、開拓に乗り出すというところまではできていないが、事件を担当する弁護士としても委託先が少なくて困っているというのは実情としてあるので、委託先の開拓についてはできることからやっていきたい。
- 少年院入所前の収容施設を設置することなどは考えられないか。
- ◎ それは困難である。裁判官としては、補導委託先とうまくいかなければ

少年院送致もあり得ると少年に説明するのか。

- 委託先での活動状況や生活状況を考慮し、少年院送致をするかどうかを考えるとすることは伝えている。
- ◎ 少年に心から反省してもらうために、3か月から4か月かかるというのが実情だと思う。少年人口の減り方に比べて少年犯罪はすごく減っているが、再非行率が高いというのが問題となっている。家裁としては、再非行をさせないように教育的措置を施すため、補導委託を活用すべきであると考えている。
- 生活と仕事の部分を分けて、ある家庭では生活面を支援する、ある会社は仕事面で支援するというのはどうか。
- 家事手伝いをさせながら一般家庭に受け入れるという補導委託先はあり、そこから補導委託先ではないところへ仕事に通うという事例があった。その仕事先も補導委託先であれば、両方で面倒を見てもらえるので、いいアイデアだと思う。
- 少年が委託先から飛び出してしまうというケースがあったと聞いたが、受託側としては、家に誰もいなくなるようなことがあってはならないというようなことは求められるのか。
- 見ていただく範囲で監督をしていただいている。実際は、寮で一人になるということはあっても、家庭で全く一人になってしまうという状況は避けていただいている委託先もある。
- 一般論として、委託先はどのようなところが望ましいかという問題では、施設的なところよりも家庭的な環境であることが大事だと思う。他方で、少年にも出番があることも重要で、一般的な家庭よりも、自営業や農業を営む家庭が理想だと思うが、両方の条件を満たすところは限られてくる。家庭として受け入れるところと仕事として受け入れるところが連携するというのは、いいアイデアだと思う。

5 次回委員会の意見交換テーマ

成年後見制度について

6 次回委員会の開催日時

平成30年5月21日（月）午後1時30分

7 閉会